

賃金構造基本統計調査 調査計画 新旧対照表

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 全国 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照） イ 個人票 (削除) ① 性 ② 雇用形態 ③ 就業形態（常用労働者に限る。） ④ 最終学歴（短時間労働者以外の常用労働者に限る。） ⑤ 年齢 ⑥ 勤続年数（常用労働者に限る。） ⑦ 労働者の種類（鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業及び港湾運送業に属する事業所であって、常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。） ⑧ 役職又は職種（役職については、常用労働者100人以上を雇用する企業に雇用される常用労働者であって、別表の1*に掲げる役職のものに限る。職種については、別表の2*に掲げる職種の労働者に限る。）	3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 全国（ただし、一部島しょ部を除く。） 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照） イ 個人票 ① 労働者の番号又は氏名 ② 性 ③ 雇用形態 ④ 就業形態（常用労働者に限る。） ⑤ 最終学歴（短時間労働者以外の常用労働者に限る。） ⑥ 年齢 ⑦ 勤続年数（常用労働者に限る。） ⑧ 労働者の種類（鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業及び港湾運送業に属する事業所であって、常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。） ⑨ 役職又は職種（役職については、常用労働者100人以上を雇用する企業に雇用される常用労働者であって、別表の1*に掲げる役職のものに限る。職種については、別表の2*に掲げる職種の労働者に限る。）	郵送調査の導入に伴い、島しょ部を調査対象から除外しないこととする。 近年個人情報保護に対する意識が高まっており、行政における個人情報の取扱い状況が注視される中、重大な個人情報漏洩のリスクを減らし、調査対象事業所の協力を得やすくするため、調査事項から「労働者の番号又は氏名」を削除する。 なお、個人票の備考欄に事業所で記入対象労働者を識別する番号等を記入させることで、実査上の支障が出ないようにする。 （詳細は別添調査票参照）

⑨ 経験年数（別表の2※に掲げる職種の常用労働者に限る。） ⑩ 実労働日数 ⑪ 所定内実労働時間数 ⑫ 超過実労働時間数 ⑬ きまって支給する現金給与額 ⑭ 超過労働給与額 ⑮ 通勤手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。） ⑯ 精皆勤手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。） ⑰ 家族手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）	⑩ 経験年数（別表の2※に掲げる職種の常用労働者に限る。） ⑪ 実労働日数 ⑫ 所定内実労働時間数 ⑬ 超過実労働時間数 ⑭ きまって支給する現金給与額 ⑮ 超過労働給与額 ⑯ 通勤手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。） ⑰ 精皆勤手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。） ⑱ 家族手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）	
---	---	--

に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。) ⑱ 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額（常用労働者に限る。) ⑲ <u>在留資格番号（外国人（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者及び出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の1の表の外交又は公用の在留資格（同法第2条の2第1項に規定する在留資格をいう。）をもって在留する者を除く。）の常用労働者に限る。在留資格番号の種類は同法別表第1の上欄（特定技能の在留資格にあつては2の表の特定技能の項の下欄に掲げる第1号又は第2号の区分を含む。）及び別表第2の上欄に掲げるものとする。）</u> （2）基準となる期日又は期間 調査実施年の6月30日現在（給与締切日の定めがある場合には、6月の最終の給与締切日現在）の状況。ただし、（1）に掲げる事項のうち、アの⑤新規学卒者の初任給額、イの⑩実労働日数、⑪所定内実労働時間数、⑫超過実労働時間数、⑬きまって支給する現金給与額、⑭超過労働給与額、⑮通勤手当、⑯精皆勤手当及び⑰家族手当については、6月1日から6月30日までの期間（給与締切日の定めがある場合には6月の最終の給与締切日以前1箇月間）、⑱昨年1年間の賞与、期末手当等	に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。) ⑲ 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額（常用労働者に限る。) (追加) （2）基準となる期日又は期間 調査実施年の6月30日現在（給与締切日の定めがある場合には、6月の最終の給与締切日現在）の状況。ただし、（1）に掲げる事項のうち、アの⑤新規学卒者の初任給額、イの⑪実労働日数、⑫所定内実労働時間数、⑬超過実労働時間数、⑭きまって支給する現金給与額、⑮超過労働給与額、⑯通勤手当、⑰精皆勤手当及び⑱家族手当については、6月1日から6月30日までの期間（給与締切日の定めがある場合には6月の最終の給与締切日以前1箇月間）、⑲昨年1年間の賞与、期末手当等	我が国で就労する外国人は年々増加しているところ、平成31年4月より新たな在留資格による外国人材の受け入れが開始されることから、さらなる増加が予想される。そのような中、関連政策を的確に展開するため、外国人労働者の就労状況、とりわけ賃金の実態を把握する必要があることから、外国人について在留資格を調査する。
--	---	--

特別給与額については、調査を実施する年の前年の1月1日から12月31日までの期間（調査を実施する年の前年の1月2日以降において雇用された調査労働者のうち、7月1日以前に雇用されたものについては、雇用の日から1年間、7月2日以降に雇用されたものについては、雇用の日から調査を実施する年の6月30日までの期間）の状況。 6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査組織 厚生労働省 ― 都道府県労働局 ― <u>(労働基準監督署)</u> ― 報告者 (2) 調査方法 (☐調査員調査 ☒郵送調査 ☐オンライン調査 ☐その他 ()) ア 調査実施者 (ア) (略) (イ) 都道府県労働局長は、(ア)の事務の一部を行うとともに労働基準監督署長にその一部を行わせる<u>こと</u> <u>ができる。</u> (ウ) (略) イ 調査従事者 (ア) (略) (イ) 調査の事務に従事させるため、統計調査員をおく。 a 統計調査員は、都道府県労働局長が任命する。	特別給与額については、調査を実施する年の前年の1月1日から12月31日までの期間（調査を実施する年の前年の1月2日以降において雇用された調査労働者のうち、7月1日以前に雇用されたものについては、雇用の日から1年間、7月2日以降に雇用されたものについては、雇用の日から調査を実施する年の6月30日までの期間）の状況。 6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査組織 厚生労働省 ― 都道府県労働局 ― <u>労働基準監督署</u> <u>調査員</u>― 報告者 (2) 調査方法 (☒調査員調査 ☐郵送調査 ☐オンライン調査 ☐その他 ()) ア 調査実施者 (ア) (略) (イ) 都道府県労働局長は、(ア)の事務の一部を行うとともに労働基準監督署長にその一部を行わせる。 (ウ) (略) イ 調査従事者 (ア) (略) (イ) 調査の事務に従事させるため、統計調査員をおく。 a 統計調査員は、都道府県労働局長が任命する。	調査票の配布・回収は郵送により実施する。 調査の効率化の観点から、各労働局の実情に応じて、労働基準監督署を経由せず労働局一括で調査を行うことが可能であることを明確にするもの。 これまでも「事業主に対する必要な指導」や「調査票の審査」につ
---	--	---

b <u>統計調査員は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて調査事業所の事業主に対する必要な指導、調査票の審査、取りまとめその他調査の実施に伴う事務に従事する。</u> ウ (略) 8 集計事項 (1) 全国に関する事項 ① 常用労働者に関する事項 ア 一般労働者（短時間労働者を除いたもの）に関する事項 (ア) ～ (サ) 略 <u>(シ) (在留資格区分別所定内給与額等)</u> <u>在留資格区分、産業、企業規模、雇用形態別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数</u> <u>(ス) (在留資格区分、勤続年数階級別所定内給与額等)</u> <u>在留資格区分、産業、企業規模、雇用形態、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数</u> <u>(セ) (在留資格区分別所定内給与額分布)</u> <u>在留資格区分、所定内給与額階級別労働者数</u>	b <u>統計調査員は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて調査票の配布、調査票の取りまとめその他調査の実施に伴う事務に従事する。</u> ウ (略) 8 集計事項 (1) 全国に関する事項 ① 常用労働者に関する事項 ア 一般労働者（短時間労働者を除いたもの）に関する事項 (ア) ～ (サ) 略 (追加)	いては統計調査員が調査票の配布・回収と併せて行っていたが、郵送調査の導入後も電話等の方法で引き続き統計調査員が実施することを明確にするもの。 在留資格区分に係る集計事項を追加する。
--	---	--

及び分布特性値 (ソ) (初任給額等) 産業、企業規模、性、学歴別初任給額及び新規学卒労働者数 (タ) (初任給額の分布) 産業、企業規模、性、学歴、初任給額階級別新規学卒労働者数及び分布特性値 イ 短時間労働者に関する事項 (ア) ～ (エ) 略 (オ) (短時間労働者の在留資格区分別 1 時間当たり <u>所定内給与額等</u>) <u>在留資格区分、産業、企業規模別平均年齢、 平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均 1 日 当たり所定内実労働時間数、平均 1 時間当たり 所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別 給与額及び短時間労働者数</u> ※別表の 1、別表の 2 は別添調査計画を参照	(シ) (初任給額等) 産業、企業規模、性、学歴別初任給額及び新規学卒労働者数 (ス) (初任給額の分布) 産業、企業規模、性、学歴、初任給額階級別新規学卒労働者数及び分布特性値 イ 短時間労働者に関する事項 (ア) ～ (エ) 略 (追加) ※別表の 1、別表の 2 は別添調査計画を参照	在留資格区分に係る集計事項を追加する。
--	---	----------------------------